

委託業務に係る競争入札による総合評価方式試行要領

(令和3年3月29日)

[沿革]令和4年3月30日改正 令和5年3月31日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事に係る調査・設計等の業務の委託契約において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)(以下「令」という。)第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式(以下「総合評価方式」という。)の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 総合評価方式により入札を行う委託業務(以下「対象業務」という。)は、1件につき設計金額が1千万円以上の土木関係コンサルタント業務、測量業務、補償コンサルタント業務及び地質調査業務のうち、契約担当者が総合評価方式によることが適当と認める業務とする。

2 前項の場合において、契約担当者が適当でないと認める業務については、総合評価方式によらないことができる。

(入札方式)

第3条 対象業務の入札方式は、一般競争入札方式とする。

(学識経験者の意見の聴取)

第4条 総合評価方式の実施にあたり、発注者の恣意的な判断を排除し、客観性を確保するため、落札者判定基準を定めようとするときは、あらかじめ、学識経験を有する2名以上の意見を聴取する。

なお、意見聴取において、当該落札者決定基準に基づき落札者を決定しようとするときに、改めて意見を聞く必要があるとの意見を述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴くものとする。

(評価方法)

第5条 総合評価方式による評価の方法は、入札価格に基づく価格評価点に企業および技術者の技術力を評価する技術評価点を加えて得た数値による。

2 価格評価点および技術評価点の比率は、1:1とし、配点は30点とする。

(失格基準)

第6条 次のいずれかに該当する者のした入札は、失格とするものとし、入札公告において明らかにするものとする。

- (1) 技術提案書を提出しない者
- (2) 提出した技術提案書が最低限の要求要件を満たしていない者

(落札者の決定)

第7条 提出された技術提案書による評価に基づき、3に示す評価基準により評価値を算出し、評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、入札価格が予定価格を超えた者は失格とする。

2 評価値が最も高い者が2者以上あるときは、入札金額が最も低い者を落札者とする。ただし、入札価格も同額である場合は、電子入札システムによる電子くじにより第1順位の落札候補者を決定するものとする。

3 技術提案書を特定するための評価方法及び評価基準

(1) 評価値

評価値 = (技術評価点) + (価格評価点) + 低入札に対する評価

(2) 評価判断基準

① 技術評価

技術評価点 = $30 \times (\text{技術評価の評価点数}) / (\text{技術評価配点の合計})$

(小数第3位を四捨五入し、小数第2位とする。)

② 価格評価

価格評価点 = $30 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

(小数第5位を四捨五入し、小数第4位とする。)

(入札及び契約の過程に関する苦情処理)

第8条 入札及び契約の過程に関し、公正な競争の促進、透明性の確保の観点から、苦情申立てに対し、発注者としてまず入札や契約の過程について適切に説明するとともに、さらに不服(再苦情)のある者については、「香川県入札監視委員会」による審議を経て回答することとし公正に処理する。

(評定結果等の公表)

第9条 入札及び契約手続きの透明性・公正性を確保するため、総合評価方式の評価項目及び評価基準、落札者の決定方法等については、あらかじめ入札公告において明らかにする。また、入札者の提示した技術提案等の評価及び落札結果等については、契約後速やかに公表する。

(1) 手続き開始時期

入札公告、指名通知等において、以下の事項を明記する。

- ① 総合評価方式の適用の旨
- ② 評価項目及び評価基準
- ③ 落札者の決定方法

(2) 落札者決定後

落札者を決定した場合、契約後速やかに以下の事項を公表する。

- ① 業者名
- ② 各業者の入札価格
- ③ 各業者の評価値
- ④ 各業者の評価点

(指名停止等の措置)

第10条 入札参加資格確認申請書、確認資料及び技術提案書に虚偽の記載をした場合は、香川県建設工事指名停止等措置要領(昭和59年香川県告示第456号)に基づき指名停止の措置の対象となることがある。

(補則)

第11条 この要領に定めのない事項およびこの要領により難しい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和3年4月1日より施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日より施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日より施行する。